

## 任期付職員（弁護士）の募集

令和元年8月27日

1. 配属先 海事局船員政策課労働環境対策室  
(東京都千代田区霞が関2-1-3)
2. 役職名 専門官
3. 応募資格 ①日本国籍を有すること。  
②弁護士資格を有する者で、労働基準法や最低賃金法等の労働法令及び判例に精通し、労働訴訟や労働組合対応等の紛争解決に関する専門的かつ実務的な知識・経験を有すること。

なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できません。

国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 担当業務 国土交通省海事局は、船員法をはじめとする労働関係法令に基づき船員の労働保護と後継者の確保・育成に関する基本的な政策の企画立案事務を担っています。

生産年齢人口の減少が進む中、担い手の確保・育成のためには働きやすい環境の整備等は喫緊の課題であり、陸上産業においては働き方改革が推進されているところです。一方で、船員は、その労働環境が陸上の労働者と比べて特殊で、船員法等により陸上職とは異なる労働制度がとられていること、また、船舶の運航に当たっては船舶の運航者のほか、オペレーターや荷主が絡む複雑な体制となっており、働き方改革を進めるに当たって、今後検討すべき事項が多岐にわたります。

こうした中、当局においては、船員にとっての就労環境の健全化と後継者の確保・育成のため、陸上産業における働き方改革の議論及び制度改正を踏まえつつ、船員の働き方に関する新たな制度の導入に向けた検討を進めております。

このような検討に当たっては、船員法等の当局が所管する船員に係る労働関係法令のみならず、陸上職に係る労働法制に係る法令・判例の知識や

その解釈力が必要とされるとともに、労働訴訟や労働組合対応等の紛争解決に関する幅広い知見やノウハウが求められます。

想定している主な担当業務は、以下のとおりです。

- ・ 陸上職に係る労働法制・判例、働き方改革に関する議論や制度改正の動向等を踏まえた船員法等の労働関係法令の見直し等の企画・立案
- ・ 特に陸上の労働基準監督官に該当する船員労務官による労働基準遵守のための取り締まりその他監督・指導のあり方全般に関する検討
- ・ 労働関係法令の見直しに当たっての使用者・労働者との調整
- ・ その他当課の担当事務に対する法的観点からの相談・助言等

5. 応募に必要な書類 ①履歴書及び志望動機

(こちらの様式を使用してください。)

②資格を証明する書類の写し

※応募書類は合否の結果によらず返却いたしません。応募書類に記載されている個人情報、今般の職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。

6. 応募方法 応募に必要な書類を令和1年10月21日(月)までに郵送で必着のこと。

7. 採用スケジュール 令和元年10月22日(火)～10月25日(金)書類選考  
(上記期間中に合格者のみに連絡)

令和元年10月28日(月)～11月1日(金)

面接試験、採用予定者の選考

令和元年11月上旬

採用結果(内定)通知

8. 選考方法 書類選考、面接試験

9. 採用予定日及び採用予定人数 採用予定日・・・令和2年4月1日(水)

採用予定人数・・・1名

10. 勤務形態 原則として9:30～18:15(休憩時間は12:00～13:00)

休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

11. 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づき、常勤の国家公務員として採用。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

12. 給与等 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき支給。

※出張する際には、出張旅費が支給されます。

13. 任用予定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

14. 書類提出先及び連絡先 国土交通省海事局船員政策課 植村、新發田  
電話03-5253-8111（内線45118）  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3